

2 水 推 第 号
令 和 2 年 月 日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 江藤 拓

内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項及び第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について（諮問第 332 号）

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 3 年 1 0 月 3 1 日までと定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成 2 6 年法律第 1 0 3 号）第 3 0 条において準用する漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 5 8 条第 3 項及び第 6 0 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百二二号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項及び第五十八条の二第四項の規定に基づき、うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準を次のように定める。

令和二年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

一 許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 二十一・七トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 三・五トン

二 許可を申請すべき期間

令和二年六月十六日から同年九月十五日まで

三 許可の基準

農林水産大臣は、許可をしなければならない申請に係る養殖場の総数が次の各号に掲げる区分ごとに当号に定める養殖場の数を超える場合において、その申請のうち現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に対して、他の申請に優先して許可をするものとし、この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

にほんうなぎ 四百五十八

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 百四

備考

- 1 この告示に係る許可（以下「許可」という。）の有効期間は、令和二年十一月一日から令和三年十月三十一日までとする。
- 2 許可において定める水産動植物の量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。
- 3 許可には、次に掲げる内容の制限又は条件を付けることができる。

一 国内の養殖場で飼育されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）を国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二 出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法 第 58 条第 1 項及び第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づく うなぎ養殖業の公示案について

1. 趣旨

内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、うなぎ養殖業が農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として定められている。このため、令和 2 年 11 月 1 日からの公示に基づく許可について、法第 30 条において準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 1 項及び第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づき、許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準等を定める。

2. 概要

① 許可をすべき水産動植物の総量（法第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項）【諮問対象】

うなぎ養殖業に係る養殖することができる水産動植物の総量については、ウナギの国際的資源保護・管理に係る 4 カ国・地域による共同声明の考え方を継続することが確認されたことから、前漁期と同等に、にほんうなぎについては 21.7 トン、その他のうなぎについては 3.5 トンとする。

② 許可を申請すべき期間（法第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項）【諮問対象】

申請の審査に一定期間を要すること等を踏まえ、許可を申請すべき期間は、令和 2 年 6 月 16 日から 9 月 15 日までとする。

③ 許可の基準（法第 30 条において準用する漁業法第 58 条の 2 第 4 項）【諮問対象】

養殖することができるシラスウナギの総量が定まっているにもかかわらず、養殖場の数が無制限に増加することは、経営体の規模縮小による経営基盤の脆弱化につながるおそれがあり、これを防ぐ必要があること等を踏まえ、許可をするにほんうなぎの養殖場の総数については 458、その他のうなぎの養殖場の総数については 104 とする。

④ 許可の有効期間（法第 30 条において準用する漁業法第 60 条第 3 項）【諮問対象】

今後の国際協議の結果等によって許可をすべき水産動植物の総量が変わる可能性があること等を踏まえ、許可の有効期間を 1 年間とする（令和 2 年 11 月 1 日～令和 3 年 10 月 31 日）。

⑤ 許可に係る制限又は条件（法第 30 条において準用する漁業法第 63 条において準用する同法第 34 条）

国内で養殖されたことのあるうなぎについては、許可において定める養殖することができる量に含まれないため、他のうなぎと明確に判別できなければ資源管理上支障が生じることから、その出荷をする場合には、出荷を証明する書類を添付すること等を許可の条件として付すこととする。

また、にほんうなぎ以外の種のうなぎについて、その養殖をする場合には、当該うなぎを公共水面に放出しないこと及び当該うなぎの逸出を防止するための措置を講じること等を許可の条件として付すこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公示日	令和 2 年 6 月 15 日
許可の申請期間	令和 2 年 6 月 16 日～9 月 15 日
許可日	令和 2 年 11 月 1 日

うなぎ養殖業における養殖するうなぎの量の制限の取組み経過

【4カ国・地域における国際的な資源管理】

- うなぎの国際的資源保護・管理に係る第7回非公式協議において、以下のとおりうなぎ池入れ量に制限を講じること等を内容とする共同声明を発出（平成26年9月17日）

ニホンウナギ：直近（平成26年漁期）の池入れ量から20%削減
その他のうなぎ：近年（3カ年）の池入れ量より増やさない

【平成27年漁期（平成26年11月～平成27年10月）】

- 共同声明の遵守を図るため、届出制度の下で、うなぎ養殖業者ごとに池入れ数量の上限を設定するためのガイドラインを制定し、ガイドラインに基づき配分された数量を以て、その数量の範囲内で自主的な取組みとして池入れ制限を実施

【平成28年漁期（平成27年11月～平成28年10月）】

- ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において、平成28年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【平成29年漁期（平成28年11月～平成29年10月）】

- 4カ国・地域において、平成29年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【平成30年漁期（平成29年11月～平成30年10月）】

- 4カ国・地域において、平成30年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【平成31年漁期（平成30年11月～平成31年10月）】

- 4カ国・地域において、平成31年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【令和2年漁期（令和元年11月～令和元年10月）】

- 4カ国・地域において、令和2年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【令和3年漁期（令和2年11月～令和3年10月）】

- 4カ国・地域において、令和3年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

令和 2 年 11 月からのうなぎ養殖業の許可において 養殖することができる量及び養殖場の数を定める手続の概要

【養殖することができる量について】

- 公示の内容に即した申請であり、申請者が適格性を有する場合は許可
(法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 58 条の 2 第 1 項)

- ただし、申請に係る数量の合計が公示した総量を超える場合は、現に許可を受けている者の申請に対して、令和 2 年漁期の許可証に池入割当量として記載されたうなぎの量について、優先して許可
(法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 58 条の 2 第 3 項)

- 優先して許可しても数量に残余がある場合は、くじにより残りの数量を配分
(法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 58 条の 2 第 2 項)

【養殖することができる養殖場の数について】

- 公示の内容に即した申請であり、申請者が適格性を有する場合は許可
(法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 58 条の 2 第 1 項)

- ただし、申請に係る養殖場の総数が公示した養殖場の数を超える場合は、現に許可を受けている者の申請に対して、令和 2 年漁期の許可証に記載された養殖場と同一の養殖場について、優先して許可
(法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 58 条の 2 第 4 項)

- 優先して許可しても数量に残余がある場合は、くじにより残りの数量を配分

⑨ 法：内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 103 号）

公示案参照条文目次

一	内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）（抄）	1
二	内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）（抄）	2
三	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	2

○ 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三三号）（抄）

（指定養殖業の許可）

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて政令で定めるもの（以下「指定養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。

3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要がある、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。

4 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

5 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

（漁業法の準用）

第三十条 指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章（第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項第三号、第五十八条の二第一項ただし書及び第五項、第五十九条第四号並びに第六十二条の二第二項を除く。）及び第百三十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」と、同法第五十八条第一項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、「船舶の総トン数は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、「船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数」とあるのは「指定養殖業に係る水産動植物の総量（以下単に「総量」という。）」と、同条第四項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、同法第五十八条の二第二項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の

量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、同条第三項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、「次に掲げる」とあるのは「現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした」と、「次の順序に従つて」とあるのは「当該許可において定められた水産動植物の量について」と、同条第四項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、同項第一号中「船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。第六項において同じ。）の申請者別隻数」とあるのは「水産動植物の申請者別の量」と、同法第六十条第三項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、同法第六十三条第一項中「第三十五条（休業の届出）、第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」とあるのは「漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益上必要があると認めるときは、」と、「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」とあるのは「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）（抄）（一部改正政令施行後）

（指定養殖業の指定）

第一条 内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（内水面漁業の振興に関する法律第三十条等による読替え後の条文）

（指定養殖業の許可の制限又は条件）

第三十四条 農林水産大臣は、内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益上必要がある

と認めるときは、指定養殖業の許可に制限又は条件を付けることができる。

(公示)

第五十八条 農林水産大臣は、指定養殖業の許可をする場合には、第五十九条の規定による場合を除き、当該指定養殖業につき、あらかじめ、内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定養殖業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量（以下単に「総量」という。）及び許可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の許可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、一の指定養殖業につきその許可をしても内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該指定養殖業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

5 水産政策審議会は、前項の公示に関し農林水産大臣に意見を述べることができる。

(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 前条第一項の規定により公示した許可を申請すべき期間内に許可を申請した者の申請に対しては、同項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 前項の規定により許可をしなければならない申請に係る水産動植物の量の合計が前条第一項の規定により公示した総量を超えるときは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により許可をしなければならない申請に係る水産動植物の量の合計が前条第一項の規定により公示した総量を超える場合において、その申請のうち現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、前項の規定にかかわらず、その申

請に対して、当該許可において定められた水産動植物の量について、他の申請に優先して許可をしなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により許可をしなければならない申請に係る水産動植物の量の合計が前条第一項の規定により公示した総量を超える場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可の基準を定め、これに従って許可をしなければならない。

一 前項の規定により許可をしなければならない申請に係る水産動植物の申請者別の量

二 当該指定養殖業の操業状況

三 各申請者が当該指定養殖業に依存する程度

5
6
7 (略)

(許可の有効期間)

第六十条 指定養殖業の許可の有効期間は、五年とする。ただし、前条の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

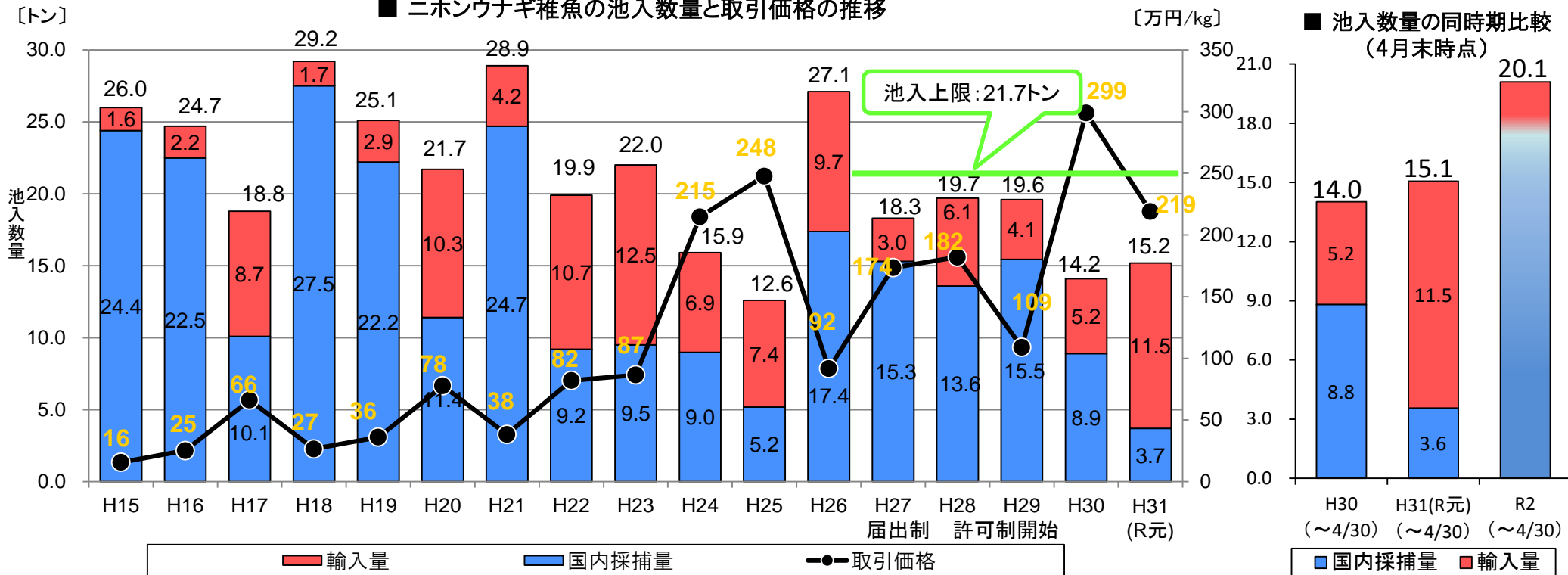
2 前項の有効期間は、同一の指定養殖業については同一の期日に満了するようにしなければならない。

3 農林水産大臣は、内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、第一項の期間より短い期間を定めることができる。

ニホンウナギ稚魚（シラスウナギ）の池入れ動向について

- ニホンウナギ稚魚(シラスウナギ)の国内採捕量には年変動があり、採捕量の不足を輸入で補っている。
- 今漁期(令和元年11月～令和2年4月末日)は、日本をはじめ中国・台湾等を含めた東アジア全域でのシラスウナギの採捕が好調だったことから、池入れも順調に進み、3月下旬には池入数量が上限まで近づいた。
- このため、漁期途中で採捕期間を切り上げ、4月上旬で今漁期のシラスウナギ採捕を終了した県もあった。

■ ニホンウナギ稚魚の池入数量と取引価格の推移



注1: 各年の池入数量は、前年11月～当該年5月までの合計値。平成15年～平成25年までの池入数量は業界調べ、平成26年～平成31年(令和元年)の池入数量は水産庁調べ。取引価格は業界調べ。

注2: 輸入量は、貿易統計の「うなぎ(養魚用の稚魚)」を基に、輸入先国や価格から判別したニホンウナギ稚魚の輸入量。採捕量は池入数量から輸入量を差し引いて算出。

令和2年漁期 都府県別にほんうなぎ稚魚の池入れ実績

	許可件数	池入割当量 (単位:トン)	池入れ数量(単位:トン)												令和2年 漁期合計
			令和元年 11月	令和元年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	
1 千葉県	3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							0.1
2 静岡県	57	2.4	0.0	0.2	1.0	0.2	0.7	0.0							2.1
3 愛知県	125	5.1	0.0	1.0	1.6	0.7	1.2	0.1							4.7
4 三重県	8	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0							0.3
5 徳島県	28	0.5	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.0							0.5
6 香川県	18	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							0.0
7 高知県	20	0.6	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0							0.5
8 福岡県	22	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							0.1
9 大分県	12	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0							0.1
10 熊本県	15	0.4	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0							0.3
11 宮崎県	44	3.6	0.0	0.9	1.3	0.7	0.7	0.0							3.5
12 鹿児島県	63	7.9	0.0	1.2	3.5	1.8	1.3	0.0							7.8
13 その他(17府県)	41	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1							0.2
全国計	456	21.7	0.2	3.4	7.9	4.0	4.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.1

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の府県及び池入割当量が0.1tに満たない府県である。

注2:許可件数は、令和2年5月19日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

令和2年漁期 都府県別その他の種のうちうなぎ種苗池入れ実績

	許可件数	令和2年漁期の 池入割当量		池入れ数量 ※数量(単位:トン)は、シラス換算											
				令和元年11月		令和元年12月		令和2年1月		令和2年2月		令和2年3月		令和2年4月	
				尾数(千尾)	数量(トン) ※シラス換算	尾数(千尾)	数量(トン)	尾数(千尾)	数量(トン)	尾数(千尾)	数量(トン)	尾数(千尾)	数量(トン)	尾数(千尾)	数量(トン)
1 石川県	3	936	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	0.0	0	0.0	0	0.0
2 静岡県	7	56	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3 奈良県	37	9,872	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4 岡山県	8	637	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5 鹿児島県	16	1,316	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 その他 (16都府県)	33	4,828	1.0	0	0.0	2	0.0	0	0.0	10	0.0	6	0.0	0	0.0
全国計	104	17,644	3.5	0	0.0	2	0.0	0	0.0	25	0.0	6	0.0	0	0.0

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の都府県及び池入割当量が0.1tに満たない都府県である。

注2:許可件数は、令和2年5月19日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

令和2年漁期 都府県別その他の種のうなぎ種苗池入れ実績

	許可件数	池入れ数量 ※数量(単位:トン)は、シラス換算													
		令和2年5月		令和2年6月		令和2年7月		令和2年8月		令和2年9月		令和2年10月		令和2年漁期合計	
		尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)
1 石川県	3													15	0.0
2 静岡県	7													0	0.0
3 奈良県	37													0	0.0
4 岡山県	8													0	0.0
5 鹿児島県	16													0	0.0
6 その他 (16都府県)	33													18	0.0
全国計	104	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33	0.0

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の都府県及び池入割当量が0.1tに満たない都府県である。

注2:許可件数は、令和2年5月19日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

指定養殖業の許可の状況について

○ 許可の有効期間：令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日まで

○ うなぎ養殖業の許可申請数量・件数及び許可数量・件数

	にほんうなぎ (k g)	その他の種のうなぎ (k g)
公示数量	21,700	3,500
申請数量	22,497.8 (実績者：452 件、新規：8 件)	3,618.7 (実績者：93 件、新規：12 件)
実績者に優先して許可する数量	21,659.3 (実績者：452 件)	3,491.7 (実績者：93 件)
くじによる配分	40.7	9.0
許可	21,700 (実績者：452 件、新規 7 件)	3,500 (実績者：93 件、新規 11 件)
不許可	(新規：1 件)	(新規：1 件)

○ 都道府県別うなぎ養殖業許可件数及び池入割当量（令和元年 11 月 1 日時点）

	許可件数	池入割当量 (トン)	
		にほんうなぎ	その他の種のうなぎ
石川県	3	—	0.2
静岡県	57	2.4	0.0
愛知県	128	5.1	0.4
三重県	8	0.4	0.0
奈良県	37	0.0	2.0
岡山県	11	0.0	0.1
徳島県	28	0.5	—
香川県	19	0.1	0.1
高知県	20	0.6	0.0
福岡県	22	0.2	—
大分県	12	0.2	—
熊本県	15	0.4	0.2
宮崎県	44	3.6	—
鹿児島県	64	7.9	0.3
その他 20 県	55	0.3	0.2
	523	21.7	3.5